

平成27年第2回臨時会議事日程（第1号）

平成27年8月28日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第4 議案第34号 工事請負契約の締結について（吉富町子育て支援センター放課後児童クラブ室棟建築工事）

会期日程表（案）

| 目次 | 月日 | 曜 | 区分 | 開議時刻 | 摘要 |
|-----|-------|---|-----|-------|------------------------------------------|
| 第1日 | 8月28日 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会 |

平成27年第2回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成27年8月28日
招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
開 会 8月28日 10時00分

応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
5 番 横川 清一 10番 若山 征洋

不 応 招 議 員 なし
出 席 議 員 応招議員に同じ
欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 町 長 今富壽一郎 総務課長 守口 英伸
税務課長 峯本 安昭 健康福祉課長 上西 裕

本会議に職務のため出席した者の職氏名 局 長 奥邨 厚志
書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。ただいまから平成27年第2回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。それと、各皆さんの議席の上に、本日の提案理由の概要を書いたものが配付されております。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、太田議員、梅津議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表案のとおり、本日8月28日の1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日8月28日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第4. 議案第34号 工事請負契約の締結について（吉富町子育て支援センター放課後児童クラブ室棟建築工事）

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第33号から日程第4、議案第34号の2議案を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第33号専決処分の承認を求めることについて、議案第34号工事請負契約の締結について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第2回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件1件、契約案件1件の計2案件について御審議願いたく御提案するものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第33号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしました。その改正条例に誤記があり、本条例の一部を改正する必要が生じたため、平成27年7月17日付で専決処分したので、法の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第34号は、工事請負契約の締結についてであります。

吉富町子育て支援センター放課後児童クラブ室棟建築工事について、平成27年8月21日に入札会を行い、議案書にありますとおり、拓伸建設株式会社が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。担当課長。

○税務課長（峯本 安昭君） それでは、御説明をいたします。議案書の1ページをお願いします。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）は平成27年3月31日に成立、公布されました。それに伴い、本町の条例改正を行ったところですが、誤記により吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、平成27年7月17日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の3ページをお願いします。吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載しております。

吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、吉富町国民健康保険税条例（昭和49年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中、52万万円を52万円に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。附則第1号中、附則第11項を附則第14項に改める。

なお、資料ナンバー1に吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表に記載をしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。

また、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく申し上げます。

本案に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 本件については、考案日があり、改正案にも当然目を通してあるにもかかわらず、誤記を見落としたことに対し、反省の心を込めながら賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号専決処分の承認を求める

ことについては、これを承認することに決しました。

日程第4、議案第34号工事請負契約の締結について（吉富町子育て支援センター放課後児童クラブ室棟建築工事）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） それでは、議案第34号工事請負契約の締結についての御説明をさせていただきます。お手元の議案書の4ページを御参照願います。

工事名でございますが、吉富町子育て支援センター放課後児童クラブ室棟建築工事でございます。

工事場所は、吉富町大字広津640番地3、641番地1でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、6,674万4,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税494万4,000円でございます。

契約の相手方は、福岡県築上郡吉富町大字広津734番地の13、拓伸建設株式会社代表取締役有光紀男様でございます。

お手元の議案の資料の2の1をごらん願います。入札結果通知書でございます。6業者を指名しまして1業者が辞退となっております。

それでは、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決が必要でございますので、よろしく御審議方をお願いいたします。

以上。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。今回、工事請負契約についての案件ですが、資料は今までついたことがなかったんで、ちょっと一旦確認したいところがあるんですが、資料ナンバー2の2ページ、右上に今回は現況配置図というのがついているんですが、これの5番になるのかな、アスファルトの舗装撤去ちなってるんで、このアスファルトというのは確か昨年だったか、職員の駐車場が不足しているかなんかで埋めたところじゃなかったんかな、そうじゃないんかな、それを削るってということかな、ちょっとそこを1点確認したいんですけど。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

以前、舗装したところですが。その部分に建物が食い込むものでございますから、その部分をカットさせていただきます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。そしたら今回駐車場は、もう一度確認したいんですけど、先生たち、職員たちの駐車場は、今度はどこら辺になるんでしょうか。あと、お迎えに来る人たちの駐車場、これでいくと。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

その舗装した部分でございます。そこが駐車場としては使わないことになっておりまして、職員の駐車場は体育館の横の広い駐車場でございます。保護者のお迎え部分は従来とおりのところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議席3番、太田です。工期はいつからいつまでですか、お答え願います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 答えさせていただきます。

工期は契約の翌日から平成28年2月29日までとなっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 入札についてお尋ねします。基本的なことなんですけれども3点お願いします。まず、予定価格の事前公表はなされていたのかどうか。それから、最低制限価格が設けられているかどうか。それから、入札の成立要件に業者の数がもしかあれば、それが何社なのかをまず教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

予定価格は公表させていただいております。なお、最低価格は設けておりません。業者数の指名競争入札の場合は、5社以上となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 事前公表はなされているということなんですけれども、そうしますと今回予定価格そのままに入札っていうか、札を入れられた方がいらっしゃいます。前回の山王住宅の入札の件もそうだったんですけれども。先日、一部事務組合のほうで、1円入札っていうのがあるっていうのを経験したんですけれども、それはまだわかるんですけれども、予定価格っていう

ことは、この方に競争の意思が本当にあるのかなっていうふうに思うわけです。仮に全ての業者の人が予定価格でその札を入れたとしたときに、当然、くじになるんだろうと思うんですけど、それは全く偶然であって、本当に競争の意思がこの方にあるのかなというのをとても疑問に感じました。この点、執行部はどういうふうにお考えになるのでしょうか。それから、今回、落札価格は特別低すぎるとは思いませんけれども、最低制限価格についての今後の方針といたしますか、それが前回と変わってましたら御報告お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

指名競争入札でございますので、業者同士で競争して入札したものと考えております。なお、最低価格につきましては、従前のおりの考えでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに、岸本議員、もう3回かな。

○議員（8番 岸本加代子君） もう一度お聞きしたいんです。競争というのは自分がどうしてもとりたいですね、一番になりたい。でもこれですと、本当に偶然性にかけるしかないわけです。これが果たして競争と言えるのかなというのが非常に疑問に思います。私、今期、前回の、さっき言いましたけれども、山王住宅の入札結果調書でもそういうのが出ておりました。で、2回目なんです、とても疑問に思うんです。先ほど執行部は、指名競争入札なので競争だと思ってしまうことなんですけど、ちょっと納得できかねます、これをどういうふうに解釈されるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この業者が、たまたまこの金額を入れたということで認識しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の質問に関連になるかなと思いますが、この前、山王住宅での入札、指名業者と今回の入札にも同じ、現在落札をした会社がさらにまたこの指名入札会にも指名されております。それ、制限がないかと思いますが、指名会というんですか、何か問題が、そういうことでは問題ないのでしょうか。例えば、2番業者と3番業者ちゅうものは、確か今工事を、山王住宅でなさっとるんじゃないかなと思いますが、入札の公平性からいうと、吉富町もまだほかにも業者はおられると思いますんで、そういう方を指名したほうがいいんじゃないかなと思う、それをしなかった理由は何かありますか、お願いします。指名したんですよ、ピックアップ、自動的になるわけ。だからそれを説明してもらいたい。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

5社以上となっておりますので、この6社を指名したわけでございます。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） 議長、今の説明になっちよる。答弁なってないよ、答弁なってないと思います。

○議長（若山 征洋君） 質問に対しての――。

○議員（7番 是石 利彦君） オウム返しただけじゃないですか。（「選考理由言わんにゃ、選考理由」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 答えさせていただきます。

その6社が請負工事標準額3,000万円以上できる業者でございますので、この6社を指名させていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そういう答えを出していただければ。

では、県の指名業者なんかには、AランクとかBランクとかなんかあると聞いております。浅い知識で申しわけないんですが、吉富町にもそういうような、今3,000万円以上の工事にはこういう方と、その下のランク、Aランク、Bランク、どういう言い方が知りませんが、そういうすみ分けっちゅうんですか、そういう表がありましてそこからピックアップするっちゅうことになるんでしょうか。それで、3,000万円の業者っちゅうんですか、適格者はこの6社以外にはいないんでしょうか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

それ以外あるかないかというのは、私から発言は控えさせていただきます。

○議員（7番 是石 利彦君） それ、答えになっていますか。ないの、あるの、ぴったりこのまんま。

○健康福祉課長（上西 裕君） これは一応マル秘になっておりますので、答えは差し控えさせていただきます。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、数を言いはるんです、ほかにもあるかどうかっちゅうことを聞いたんです。それとか、Aランク、Bランクっちゅうようなそういうのがあるんか。（「答弁なってないやないか」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど、健康福祉課長のほうがランクづけのことを申しあげましたけども、ランクづけしている業者については、A、Bというふうな形であるんですけども、どういった業者がランクづけされているというのは、一応マル秘ということになっておりますので、先ほど健康福祉課長が申しあげたとおりになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これじゃないと思います。私、そんなこと言ってないです。

3,000万円以上のランクの人たちは――。

○議長（若山 征洋君） ちょっと、立って言って。

○議員（7番 是石 利彦君） いいですか、じゃあ、3,000万円のランクの会社を、この6社を選んだと言いました。3,000万円というランクのほか、ほかにはないのかあるのかっていうことを聞いただけなんです。それ、マル秘とかいうのは、私は固定とかするわけではないんです、誰かの名前を公表とかじゃないんですから。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これが全てと申しあげましたら、全部これになってしまいますので、秘密にならないので、これ以外にもあるかもしれないという意味で答えられませんということを行いました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今のお二方の質問を聞いていると、ちょっと疑問点が湧いたんで、もう一遍聞きたいことがあります。今回の指名を行ったときの指名を選んだ方、そして決めた方、指名の選考理由、そこについて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、もう3回で終わったから。

○議員（2番 山本 定生君） これで終わり。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

先ほど言ったとおり、ランクから3,000万円以上できる業者というのを指名をさしていただきました。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） 誰が、どうやって。

○健康福祉課長（上西 裕君） 担当課から起案をして、町長の決済をいただいております。

以上です。

○議員（7番 是石 利彦君） 担当はあなたじゃないの。

○議長（若山 征洋君） だから、担当課って言いました。

○健康福祉課長（上西 裕君） 担当課。

○議長（若山 征洋君） ではほかに、ほかの方で質疑ありません。

いや、もう3回やってますから、御遠慮ください。

○議員（7番 是石 利彦君） 聞いたことが答えられていないと思いますんで。

○議長（若山 征洋君） 議会が終わってから——

○議員（7番 是石 利彦君） いや終わってからでは——

○議長（若山 征洋君） 課長のところに——

○議員（7番 是石 利彦君） 記録に残らんじゃないですか。

○議長（若山 征洋君） 3回までと一応そういうふうになっておりますから、まとめてきちんと聞いてください。

○議員（7番 是石 利彦君） 答弁が漏れていたから言うんです。

○議長（若山 征洋君） どんなことですか、じゃあ発言を許します。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員の質問の中聞いて、前の山王住宅で落札業者がやっぱり同じように出てます。それはお認めになると思いますが、それじゃなくて、ほかにも3,000万円以上の実力のあると思われる会社があるやと思いますが、それが無い。ないかわりに同じ会社が入ってるちゅうのは、しかも落札して実際、今現在仕事をされているところがです。能力があるんでしょけれど、ほかにも入札の機会を公平にするために、そんな難しいことを言いよらんでしょ、頭わかっちゃるでしょう、ほかにも我が吉富町に登録されているそういう3,000万円以上の能力のある会社を入れなかった理由ちゅうか、そういうことあるかちゅうことを聞いたわけですが、それがはっきり言われないうちゅうんです。ちょっと疑問が残ります。ん、何か言うた。そういうことです。ほかにおらんちゅうこと。（「それ、答えられませんか答えた」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 今、それを言われませんかちゅうて言うたから。

○議員（7番 是石 利彦君） なぜ、言われんかな。これ以上の数ありますよちゅうことは、ほんならぬとかあるとか言うたら、その何ていうんですか。（「特定されるから」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ということだそうです。じゃあ、ほかの方で御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑がなしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 反対の理由を3点申し上げます。

1つは、最低制限価格が設けられておらず、今後実現の方向性が示されなかったということです。

2つ目は、今回の入札は極めて競争の意思がないと思われる業者を含めて5社で行われております。この業者を除けば成立しないという状況です。そうした中で、競争による入札がなされたかどうか、非常に疑問に思います。これが2点目の理由です。

3点目の理由は、私は学童保育の充実には大賛成です。しかし、予算審議の際に申し上げましたが、少子化傾向が続き高学年の入所者数が定かでない状況に今あります。まずは空き校舎など利用して実態を把握するべきです。そして建設すべきときは、身の丈に合ったものを建設すべきだと考えます。

この3点の理由で反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の子育て支援センター放課後児童クラブ室棟建築工事ですが、入札に関して指名方法、選考理由について、若干の疑問点が残ります。そして、入札の金額についても、先日議会でも承認するときに言いましたように、県、国の基準に見合っている金額なのか甚だ疑問ではございますが、放課後児童クラブの充実というものは、保護者達が大変望んでいるものであるというふうに確信しておりますので、こちらについては賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに反対討論、賛成討論はありますか。賛成討論ですか、太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） この学童保育は一般質問でもかなり執行部にうったえてきました。ようやく、4年生から6年生までの児童が受け入れられる体制が整ったという、一步は土俵に上がったということで、完成間近にしている保護者の方たちが、かなりいると思います。工事期間中、事故のないように、ぜひ業者さんのほうに言っていただいて、一日も早い完成を望んでおります。ということで、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 非常に迷います。今、同僚議員からもありましたように、いろん

な疑問点がありましたんですが、疑問点幾つか言いましょう。まず、入札の指名業者の数が、3,000万円以上の数が何社、これ以外にはないと、いるかどうか言われないというような、そんな答えだ、非常に腑に落ちない点が生じてきます。さらに、ここに学童保育をするとき、小学校の空き教室なんかを使うというようなことが、選択肢の中になかったという話ですし、非常に腑に落ちないわけですが、ただし、保護者の方のニーズに沿ったものがやっとならざるを得ないということですので、そういう面では賛成いたしますが、これからも提案のときに、質疑には真摯に答えをいただきたいと思っております。よって、賛成をいたします。

○議長（若山 征洋君） ほかに反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 賛成多数であります。よって、議案第34号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩をします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時36分再開

○議長（若山 征洋君） 再開いたします。

税務課長から発言の訂正がありますので、これを許可します。税務課長。

○税務課長（峯本 安昭君） 先ほどの、条例改正の中で、52万万円と表現しましたが、52億円に訂正をお願いします。

以上です。

.....

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年第2回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時37分閉会

.....